

## 第一部 記念講演

### 国民のための司法と法科大学院の役割

—司法制度改革のめざすもの—

中坊 公平

あの、座らしていただいてお話をさせていただきたいと思えます。ただいま、ご紹介いただきました、中坊でございます。本日は、「島根大学山陰法科大学院構想シンポジウム」にお招きいただきまして、お話しする機会を得ましたことを大変光栄に存しております。同時に、大変嬉しく、本日のこのシンポジウムに参加させていただきました。と申しますのも、私たちこの意見書を出しまして、その意見書が本場にみんなのものに具体的にになっていくことは、願っておるわけです。本日のようなシンポジウムが開催されますことが、これが実現していく課程への一里塚であるというふうに思っています、本日のこのお招きをいただきましたことを本場に嬉しく、参加をさせていただいておるものであります。

さて、本日の演題は、『国民のための司法と法科大学院の役割 司法制度改革の目指すもの』ということになっております。で、既にご紹介、皆さんにご説明なつてられますように、私の

このお話が終わりますと、その後模擬授業であるとか、あるいはパネルディスカッションが行われまして、法科大学院というものがあるのか、あるいはどの様なことになつていくのかということがそこで十分語られると思えますので、私自身といたしましては、その法科大学院の基礎となります、日本の司法、あるいは司法改革というものはどういうものであるのか、そして、その中においてどうして法科大学院というものが新しく出来ようとおるのか、で、何をそこで我々「司法制度改革審議会」の者としては、望んでおったのかといったようなことをこれからお話を申し上げたいと思えます。

今、一時三五分ぐらいですので、約五〇分程、二時二〇分頃までお話をさせていただきたいと思えます。

で、一、皆さんのお手元に、レジユメが配布されていると思いますので、そのレジユメに沿ってお話を申し上げたいと思えます。で、一、始めに島根大学山陰法科大学院構想と司法制度改革

革審議会の意見書について、『意見書の目指すものを具体化する現実的の第一歩』というふうに書きました。既に、先ほどからの色んな方のご挨拶でおわかりのように、今年の六月の一二日に司法制度改革審議会は私たちの意見をまとめまして、内閣に提出を致しました。そして六月一二日以降、現在までどのような進捗をなしておるかと言いますと、内閣府の中におきまして、司法改革推進のための準備室というのが出来上がっております。そしてその準備室では、今年の秋の国会におきまして、司法改革推進基本法という法律を作り、そしてそのそういう法律を作るための準備をされておるわけです。そしてこの司法改革推進基本法というのが出来ますと、今度はこの我々の意見書といったものを現実化するために、司法改革推進本部というのが小泉内閣総理大臣のもとに設置され、そして三年以内にその我々が、意見書で書いたことを具体化する、いうことになる。こういうことの段取りで物事が進んでおるわけでありまして。しかしそこで大変大きな問題が一つ横たわっております。それは何かと申しますと、実は司法制度改革審議会、約二年間に渡りまして私たちが致しました審議会は、六〇回回の審議会のその全てが実は公開されておりました、もちろん私たちのしゃべるものがみな上のテレビに映り、そしてそれは速記録となって全国民に公開をされておったわけでありまして。ところが、これが六月一二日を終わりました、今日現在では全くこれは非公開というような形になってきております。従いまして、司法制度改革審議会の意見書が出たというのは、これは皆さんよくご存じで、またその出来たいきさつもわかるんですけれども、これか

ら先三年間一体どういう法律が出来てどうなんのか、いうことはわからない、ということになっておるわけでありまして。

そこで一番この皆さん、私たちが出した意見書が具体化するかどうか、でそのために内閣がどういう形でこれをやるかということがわからない、ということになっておるわけでありまして。ちなみに、『大学院』、『Law School』という大学院構想は、それじゃあ今日現在はどういうふうになっているのでしょうか。あの、私自身もこれからお話しすることも全て伝え聞いたことをお話ししているに過ぎないわけでありまして、全てが公開されているわけではないわけでありまして。

で、そういったしますと、今の大学院というものを新しく作るということに關しまして、どのような状況に今日現在あるかと申し上げますと、これは二つの流れに今なっております。一つは、いわゆる中央、文部科学省に設置されております、中央の教育審議会というのが中教審と一般に言われておる、それも文部省管轄のところでこの問題が一つは論じられておるわけでありまして。で、そちらの方は、具体的に何をするかと言いますと、『設置基準』、大学院を新しく作るための設置の基準作りをやる、いうことになっており、もう一つは先ほど言いましたように、準備室という先ほど司法改革推進準備室というのが出来上がっていると言いましたけれども、そこで今度は法科大学院の教育の内容を主としてそちらの方でやっておりますと、二つの流れになっておるわけでありまして。私が聞きました範囲では、この中央教育審議会の中に、大学分科会というのが、これは常設であるわけですがけれども、その中に、大学分科会の中に法科大学

院部会というのが今年の六月に生まれました。そしてその部会の部会長さんが、私たちの制度改革審議会の会長でありました、佐藤さんという方、佐藤さんという元の京大教授がその部会長になっていらっしゃいます。そしてそこは、今年の八月三日の日に第一回目を終え、そして九月の一八日に第二回目の議事を行うというふうに聞いております。

で、私たち司法制度改革審議会の委員と致しましては、何もかもあとお任せでも具合悪い。我々で具体化できるものはやっぱり明示しておかないけない、いうふうに考えまして、私たちは法学院、法学大学院、Law Schoolというものを二〇〇四年の四月には開校してもらいたい、ということを明記しておるわけです。従いまして、この法科大学院は少なくとも二〇〇四年の四月には出来る、それを目標にしてこの大学院というものを作るための設置の基準、どのような規模でどのようなものを作るかといったようなことをそこで審議をして、で伝え聞くところによりますと、今年の秋には、秋って言うか冬、一二月頃には骨子案を出し、来年の六月にはこの中央教育審議会の大学分科会の中の大学院設置部会が意見書を提出したり、まあこのようなことで進んでおるようであります。一方、今度は内容をどうするのか、いうことに付きましては、もう一つ実ははっきりしていません。そして、準備室そのものでは、の下部組織と言いましようか、そこではいわゆる連絡会というものが出来ておまして、いわゆる法曹三者と言われる裁判所と法務省とそれから弁護士会の三人、三つからそれぞれ四人の人が出、そしていわゆる文部科学省からも出て、四人の四つの団体がそ

ろって連絡会というのを作って、どういう教育内容にするんだといった様なことを審議され、それでなおかつそこでもやはりあれだということ、いわゆる京都大学の今、田中さんという教授がいらっしゃいますが、その方の下で、また非公式と言いましようか、そういうところで、この問題が、また教育内容をどうするかということが論じられておる。

そして、いずれもこれは先ほど言いましたように、今日現在は準備室やから、何しろ推進本部が出来たらということになっておるようでありますけれども、いずれにしてもこの教育内容をどうするかという方は、今の大学、文部科学省でやるんじゃないし、この準備室が推進本部になったところへ吸収してそこでやろう、ま、こういうふうになっておるようであります。しかし先ほど言いましたように、「というふうであります」ということしかわからないわけでありまして、私が今申し上げたことですら、数多くの関係者すらも実はわからないという状況になっておるわけです。そうしますと、一番大切なことは、その人達が勝手に御手盛りで適当にやらないと、やるのじゃないかと、で、一番大きな流れというものは、ここにおいてけて単純に、それじゃみんなが好きこのんで、この大学院を作っていくのかと言いますと、そもそも大学院を作るということについてはやや消極的、従来の司法試験のうのに向かって、司法修習をやればよい。従来の形だけでいい。そんな法科大学院なんていらない、という流れがやはりあったところに、まあ、法科大学院を作ろうということになりますから、当然のように新旧の考え方に争いがあるわけです。そして、その争い

ということがあるわけですから、余計にこの現実化する過程の中においては、その内容がどうなるのか、いうことをわからなければいけない。公開さしていかなければいけない。公開をさして、監視をしないといけない。

国民が監視をしない中で、勝手なものが出てきますと、いかに今ここでシンポジウムを言い、「ああせい、こうせい」と言うても、それが実らないわけであります。そういう意味においては、それじゃそのことをわいわい言うてれば良いのかということになるわけでありまして、それが現実のものとなるためには、本日のようなシンポジウムが行われて、みんなに公開の中でこのようなことが話し合われてる。盛り上がってきてる。このことが結果において、彼らをけして好きなようにはさせない、いうことを意味するわけでありまして、本日のこのシンポジウムというものが、どれほどかこの審議会の意見書を具体化する上において、先ほど言いました「公開」ということ、あるいは公開を通じて国民が監視する、それを管理、監督することについて、極めて重要な意味合いを持つておることをまずもって、皆様方にご説明を申し上げたいと思ひますし、本日のシンポジウムというものは、しかもこれが現実在日本国の山陰の中で、この産声を上げたということがどれほど大きな意味を持つておるといふことをまずもって、皆様方としても十分お考えいただいた上でこれからの模範授業であるとかパネルディスカッションを聞いていただきたいと思うわけであります。

で、これから言うのは主として先ほど申し上げましたように、この司法制度改革審議会のこと、あるいは司法ということに

ついて、市民の皆様方にお話を申し上げたいと思ひますが、この意見書はここにも書きましたように、三本の柱、『人的基盤の拡充』、『制度的基盤の整備』、『国民的基盤の確立』ということとを謳つております。で、それで実は司法制度改革審議会の意見書をお読みにになると、実はこの順番には書かれておりません。一番最初には『制度的基盤の整備』が書いてあつて、『人的基盤の拡充』が書いてあつて、『国民的基盤の確立』と書いてあるわけであります。私はあえてそれを順番を三にして、『人的基盤の拡充』ということを書きました。この審議会の意見書をまとめます段階になりますと、やはり世の中というのがいざ国会に出すとすると、これは利用しやすい司法制度ということをまず第一に司法制度改革審議会設置法という法律に書いてあります。だから一番最初にやはり利用しやすいという意味であるから、『制度的基盤』を一番に書かないといけない、こういうことになりました。しかしながら我々の審議としては、まずもって皆さん方もおわかり頂きたいと思ふんでありますけれども、世の中というのは、色んな、この県にしようが、あるいは市にしようが、あるいは大学にしようが、色んな組織というものがあります。

で、組織というのは、それには担い手という人がいはって、大学の先生であるとか、生徒であるとか、そのものが今言うように大学というものが出来ておるわけでありまして。ところが、私は世の中というものを考える時に、まず制度からどういう大学というよりも、実は世の中全てそうだろうと思ふんでありますけれど、制度よりも何よりも実はその『担い手』こそが重要

であろう。世の中というものは、制度とか組織とかいうものよりも、まずもって人が、どういう人がおるか、司法というものであればどういふ人が司法を担っておるのか、いうことがまずもって一番大切なことであろう。それがどのようにして拡充されていくか、ということが問題である。ここは『整備』ではなしに、より拡げて満たさないといけない、『拡充』ということを謳っておるわけでありませぬ。

そして同時に、『国民的基盤の確立』、これは三番目に書かれておりまして、意見書をご覧戴けばわかりますけど、けてしてペーシ数が多いところではありません。僅かな部分しか書かれておりませぬ。しかし、あえて「司法制度改革審議会の意見書の核心はどこにあったでしょうか?」、こう聞かれるとすれば実はこの三つ目の『国民的基盤の確立』と申しますのは、司法というものは何と言いましても、『お上』裁判所が中心になって運営されておって、「我々国民とは少し関係のないことだ。『お白州』に行くというようなことはあまり行かない方がいい」というふうに言われておった。そして、その人達はしかも『司法の独立』、「我々他の行政や立法から侵されないように独立であらねばいけないんだ。だから最高裁判所以下の裁判官を中心とした我々が、この司法を担っておるんだ」ということになっておりました。確かに、おっしゃるようには、立法や行政の圧力が司法に掛かってくることとは言えることではありません。だから『司法の独立』そのもの自体は、実は非常に重要な要素であります。しかしながら、私をして言わしめれば、実は司法は独立はけて大切なだけども、独立ということをや

い裏にして、結局『独善』に終わってしまった。独立が独善に終わった、陥りやすい、誰でもが独立にしようとする、あんなるべく自分たちの仲間で決められますから、よそから言うて来たら「独立や、独立や」。弁護士自治も同じようなことでありまして、なるべく弁護士内部で「自治なんだから、外部の人は色々言わないでいてくれ。これがいいんだ」と言うてしましますと、自分で自分を戒めるつうのは世の中誰でも難しいことでありまして、えてして『独立』が『独善』に終わって行くものであります。

で、そういう意味においては、日本の司法というものが基本的に裁判官を中心とした、『独立』が『独善』化してきておったのが現状であろうと思わなくてはなりません。で、その意味において、後にも言いますように、一番最も重要なのは今日こうして御参集の皆さん方にお話します、皆さん国民の一人一人が司法を支えているんだ、いうことを現実具体的に具体化させることが一番重要であろう。で、それはどちらかと言えば、ほとんど無かったと言ってよいぐらいのものであります。明治以来今日まで、司法についてそのような発想がなかった。このような発想を「いや、そうじゃない」。それが典型的に現れてきたのが、『裁判員制度』いうものでありまして、「裁判員として選任されたから、あんた裁判に立ち会ってください。この陪審員として同じように裁判に立ち会ってください」と言われれば、これは国民の義務として、参加しなければいけない、いうことになるわけであります。いつ誰が当たって来るともわからない、そしたら自分が裁判官にならないといけない。このようなこと

が実は今回の司法制度改革審議会の一番の実は核心に当たるわけでありました。そのことは後でも少し詳しくお話を申し上げたいと思うわけがあります。従いまして、意見書の目指すものというて書きましたように、まさに私達の意見書というものは、私自身も外国の文献を読んでおりますと、欧米においてはさも誇らしげにいつも語られている言葉があります。これがここで英語でも書きましたように、まさに、"Our Town Our Court Our Lawyers"と書いてあるわけでありまして、"我々の街 我々の裁判所 我々の法曹、常に街の上にも裁判所の上にも"our"、法曹の上にも"our"という、"我々の"という字が加わっております。で、このことが最も重要なことであり、私は今回の審議会の意見書の核心というものが、この言葉で言えば『国民的基盤の確立』、英語で言えば、"Our Town Our Court Our Lawyers"、"我々のもの"に持っていくのがもっとも重要なことであると、皆さんご理解戴いて差し支えない。まあ、このように考えておるものであります。

さて、二つ目にはこれからはもっと根幹的に、それじゃ"司法"というものは確かに聞き慣れないわねと、一体"法"とは"司法"とはどういうものなんでしょうか、いうことにつきまして簡単に申し上げたいと思うわけがあります。で、まず"法"とは何か」ということを書きました。『法とは社会を運営する道具である』と、私は書いてました。あまりこのようなことを書いてある本は少ないかも知れませんが、しかしながら世の中には、やっぱり社会を合理的に運営しようと思うと、道具がいるわけでありまして。私たちが鋸や鑿や鉋を使って仕事をすると同

じ様に、全てどんなことをやるのにも、社会を運営するのにも、道具という物があるわけです。その道具という物が、実は法律なんでありまして。ところが皆さん方ご承知のように、何となく"法"と言えば、"お上の命令"だ。スピード違反であつたらすぐに取り締まられる、これこれしたら悪い、これこれしたらこれは貸借に違反だとか何とかゆう、何か法律が決まつて我々はそれに縛られるという感覚、お上の命令のように考えております。しかし、この社会において"法"というものは社会を運営するための道具、それを我々が国会で我々の代表者によって作り、それを行政を使って使わせ、問題があつた時には司法で論じる、いうことがこの"法"というものであります。

"法"というもんは決して難しいもんでもなし、自分たちが使うものですから、使いやすいような道具を作らなければいけない。あるいは使つて意味があるような道具を作らなければならぬ。これが"法"というものの一番基本的なことでありまして。

それでは"司法"というのはどちらかと言いましたら、先ほども言いましたようにその道具を作るのが我々が選んだ国会議員によって国会で作られる。このこと自体はみんな何となくわかつたような気がされると思います。そして行政というものも法を作つてもそれを現実に執行せなければいけない。だから内閣以下の各省庁、あるいは自治体、そのようなところでその法をこれを執行していく。それを現実に主として運営してんのは行政が運営してる、それを使つてる。我々はそれを受けてる。しかし我々が受けてるんじゃないに、我々も使わなければいけないかつたわけですけれども、一応専属的に運転手のようにそれを運転するの

が「行政」というものでありました。自治体もまた同じであり、県も市も同じであります。で、そうすると、「司法」ちゅうのはちょっとわかりにくい」とおっしゃると思うのであります。確かにその通りだと思っております。それじゃあ、「司法」というのは何となく悪いことをしたら裁判所へ捕まらって法をやられるのが、何となく「司法」のように見えます。しかし現実には「司法」というものは立法・行政と比較いたしますと、そのように作った法が現実に行政によって行われる。例えば檢察官は、それを警察は捕まえてきて、それを取り調べて檢察官に送り、檢察官が起訴する。ここまでは実はどちらかと言えば、行政のような流れにもなっているわけでありまして。で、そうした結果、それがええか悪いか、今度は下から上にですね、この「法」というものを現実に行います。だから私はですね、今度の司法制度改革審議会においても「法」というものを前提として考えますと、人間の体に喩えますと、法というものを血と、血をいわゆる法だと考えますと、その法、血が出来るのは、出来るていうか血が出てくるのは心臓で出てきますから、国会が心臓に当たる。そうすると行政というのはその血を身体の各部に運ぶ動脈に当たるわけでありまして。しかしながら動脈を血が行き渡りますと、その末端の臓器とか筋肉へ行ったらその血はもう一度元へ戻らないといけない。静脈というものがいるわけでありまして。その静脈に値するのが司法でありまして、現実に法を執行した結果、色々な不都合があったり、あるいは悪いことがあったり、色々したらその紛争を処理するためにあるのが司法でありまして。人間の体に喩えれば、心臓が国会、行政

は動脈、そして司法は静脈。で、この静脈がぐるっと回らないと体に循環不全を起すわけでありまして、ここに基本的な問題がある、いふふうには考えられるわけでありまして。

さて、司法の役割とは何か。何故、静脈がいるか。もちろんきれいな血にもう一度戻す為にいるわけですけども、その戻し方というのが非常に問題でありまして、民主社会における司法の役割、道理の実現と書きまして、世の中ちゅうのは特に民主社会というものになりますと、世の中で皆さんもおわかり戴きますように、いかなる場合でも民主社会というものは多数決なんです。多数が賛成すれば、それが良いことになって運営されていきます。皆さんに手を挙げてもらって数の多い方が、それが正しいちゅうことになってくる。しかし世の中、多数決が常に正しいことになるでしょうか。むしろ多数決というのは、時に民主社会における多数決というものは、暴走とか熱狂とかいうものを繰り返していきます。フランス革命が起きまして、やはり結局、熱狂と暴走の中において元の社会に戻る。あるいはドイツのワイマル憲法が出来ても、ナチス・ヒットラーは生まれてくる。だから多数決が常に世の中に正しいと限らない。そうすると、その世に静脈で血をきれいにして戻すという作用は、そういう多数決で決まった国会、それが多数決の名において行われることが常に正しいかどうかを再点検するのが、あれでありまして、まさに「道理」というものなのであります。いわんや、この新しい二一世紀というものは、昔の二〇世紀と変わった新しい価値判断にならないといけない。私達はどちらかと言えば、もう資本主義、効率というものが最高、競

争を指導する最高の指導理念である効率、より合理的、だから儲かなければまずリストラをするときよい、とこのようになってくる効率第一主義というものが本当に良かったかどうか、まさに人間の尊厳とは何であったか、いうことで、見直さないといけない。あるいは科学文明が何でも行けるっちゃったけど、結局、科学文明は発達させた結果、原子爆弾が出、あの汚染、温暖化現象が起こり、地球そのものを破壊する。そうすると新しい二一世紀というものは、まさに一番重要なのが、多数決で決まってきたことがその通り行使してって良いかどうか。効率一点張り、あるいはそういう科学一点張りということが良かったかどうか、問い直される時代にあるのに、この司法が弱いまましていると、まさに循環不全を起こすわけであります。決して認められるものではない。ところが、私が十年ほど前に訴えましたように、まさに日本の司法というのは本来果たすべき機能の二割しか果たしてない。三割自治と言いますけど、もっと司法の方が、私はその循環不全をきたしておる。二割しかその機能を果たしてない。それじゃ残りの八割は、どうなってるのかと言いますと、一番多いのは泣き寝入りであります。

「いや、法律でやってみたって意味ないがな。あるいは、」管轄が違って遠いとこは行けない。あるいは「当事者適格がないがな」。とにかく泣き寝入りをさしておるのが一番多いし、二つ目には政治決着。まあまあ足して二で割るとか仲裁しはる人によって「まあまあ」で決めていく。あるいは暴力。あるいは暴力団による暴力がどれほど浸透してるか、そしてまたゴネ得と言うのも暴力でありますし、さらに行政指導の名のもとに

おいて、本来血というものは、動脈は、であるのは、動脈にもう一度血を戻すというような形で行われていることが多いわけでありませう。で、そういう意味では、まさに二割司法でありまして、循環不全をきたしておる、いうこと。法が社会のほんまの意味における、先ほど言う道具として、血となって人間の体を回らないかんのに、法はいつもお上の命令のように思われておるというところに、基本的な司法の問題が実はあるわけでありませう。

さて以上申し上げましたようなことを前提といたしまして、それでは法科大学院というのが、何故必要になってきたか、いうことについて、基本的なところをまずもって申し上げたいと思います。まず先ほども言いましたように、『人的基盤の拡充』の意味、いわゆる先ほども言いましたように、組織というのはいわゆる制度を作ってもね、そこに働いている人がどんな人かによって、どうとも変わるわけですよ。使い勝手によって。だからまさに担い手こそが問題である、いうことが言えると思います。そうすると「司法というものを変えよう」、あるいは「司法を正しく循環不全をきたさないように、静脈を静脈として動かそう」言うんであれば、私はまず人が問題、担い手の問題、これこそが全ての問題点の最初である。だから司法改革の裾野と登山口はここにあります。だから人の問題なんです。まず法科大学院というのは、その司法という物の担い手をどのように養成していくのか、いうことであります。そこで、まず一番に浮かんできますのが、それじゃあ司法、裁判所が遅いとか色々言われている。まず静脈が細すぎる。動脈は太くていっぱいある

けれども、静脈は細すぎるとちやいますか、と。だからその静脈というものをどのように太くしていくか、いうことがないと。動脈が太い割に静脈が細くてはどうしようもない。で、現在我々の法曹、いわゆる「法律三者」と言われておる、裁判官、検察官、弁護士というのは、全部で約二十万人であります。二万一千人であります。この二万一千人の内訳は、弁護士が一万八千人、裁判官が二千人、検察官に至ってはたった千名であります。正式の検察官の資格を持っている人は、日本全国で千名しかない。裁判官が二千名、そして弁護士は一万八千人、これで全部合わせて二万一千人の人しかないわけであります。この一億二千万の中に、二万人しか、二万一千人しかないと、大体六千五百人に一人といったようなことになっておるわけであります。これでは静脈が細すぎる、いうことは当然のことであります。まずもって、そのように静脈を良くしようと思えば、静脈の太さを大きくしないといけない。そこが血が流れるようにする為には、静脈の強さ、広さを大きく静脈を持っていかれない。

で、そこで私達はこれから、試験という物、司法試験に受かってくる人を年間三千人というふうに考えたい。今のところは大体千人ぐらい。昔は、私が合格しました時分には二五〇人だった。それが五〇〇人になり、七〇〇人になり、今千名にはなっております。でそれをさらに、二〇一〇年には三千人に合格するようにしよう。そうすると、二〇一八年頃には大体五万人ぐらいのはずになってくる。それをそして、裁判官も今、審議会において裁判官が言うてきましたのは、これでいいかどうか

別問題にして、「裁判官は二〇年間に二千人の裁判官をもう千名増やします」ということを言っております。合計三千名にする。それから法務省の方は、「検察官の千名をこの一〇年間に倍にして二千人に致します」ということを言ってます。で、その間、弁護士にもやはり約四万人ぐらいの、四万人あまりの数になつてく、いうことになるわけでありまして。で、そのような数にしないといけないのではないか、いうことがまずもって問題であります。と、申しますのは、法曹のあり方について、社会生活上の医師いうことを書きました。もしほんとに我々がこのことを静脈の広さをお医者さんと同じように考えるとするならば、お医者さんというのは一体何人いはいはるかといひますと、全国で二四万人いらっしゃいます。それに歯科医師が八万人ですから、全部で三二万人の人がいはるみたいです。で、今の我々が具体的に目指しておるのは五万人でありますから、その約六分の一にすぎない。しかしそれを取り敢えずの具体的な目標として、我々は考えなければいけない。静脈の広さをお医者さんと同じ数だと言うのであれば、その人数に至らないまでも、その六分の一にもせよ、今のままではあまりにも数が少なすぎる、いうことがまず第一であります。これにしましても大体二千何百人かに一人の割合の法曹しかない。でここでは、本日も御参集の中に、いわゆる法律の隣接業者、いわゆる司法書士さん、税理士さん等がいらっしゃるわけでありまして、この方を含めてどう考えていくか、いうのがそこの一つの問題点として挙がってくるわけで、なつてくる、いうふうに考えておるわけでありまして。で、このように『司法―静脈』をちゃんと

広くして強く幅の太い静脈にする、いうことがまず人口問題であります。そして更に、「それじゃあどうして今の司法試験に受からして、合格者だけ増やせばええじゃないの。三千人、ぎょうさん志願者はあんのだから、いっぺんに採用したらいいじゃないか」。まあこういうことになってくるわけがあります。で、ところが現実にはですね、司法試験つうのは五〇人に一人とかいうような倍率でありまして、非常に試験が難しいです。と、予備校が流行る。と、そうするとですね、今実際司法試験に合格してる人がそういう技術だけを勉強した、試験に受かるためだけの勉強をしてきた人が、実はこの法曹の社会に入ってきておる。そうすると、先ほども言いましたように、その動脈、心臓で作った動脈、血がほんとに動脈で回ってきてそれでいいかどうかを判断せないかんような人が、そんな法律の端々の技術だけを学んだ人で、ほんとのことが出来るんだろうか、というのであります。なるほど、法学部は今、全国で大体一年間で四万五千人ぐらゐの入学者がいるそうであります。その四万五千人の方が、大学四年間でお習いになるのは、確かに商法もあります。民法もあります。あるいは社会学等もあります。しかしそれと、現実には先ほど言うに、法学、現実には筋肉に血が回ってきてどうなるかということ判断するには非常にうとい理論だけの話をされておる。どうしても理論というものと、実務というものとの間に離れがありすぎるわけがあります。それを結びつけているのは、試験、司法試験、いわゆる点による選抜だけしかしてない。ところがですね、そんな点だけでやると点にさえ突破すればよい、ということになってきて、非常にいび

つな予備校に通って試験だけ受かるための法曹が生まれてくる。そのような人が今言うように多数決よりもっと正しい道理を説かないといけない、というような人が選ばれるだろうか、ということが問題になってきたわけがあります。で、従いまして、法科大学院の必要性、理論的教育と実務的教育の架橋として、我々は今のところはそのタマゴであり、血となってくる、それを實際運用していく、静脈として運用していくその人そのものが、今のように点だけで選んでくるつうのでは問題がある。もっと長い間よくゆっくりとその人を教育していかなきゃならない。そうすると先ほど言う四万五千人の中でその一割ぐらいは、ここの専門的な教育を受けてやってくるちゅう人もあっても良いのではないか。このように我々としては考えまして、点からの選抜ではなくして、プロセス―過程の中において、人を選んでいくというふうにしましょう。そうすると、大学の四年間の上に更に三年程度の、実務といわゆる理論との橋渡しをするような機関を設けていこうというのが、この法科大学院制度のもの考え方です。で更に、本日この島根県で申し上げますというの、その制度改革の基本的な考え方の中に、全国的な適正配置の必要があります。なぜ、本日島根において、山陰の法科大学が何故それほど必要なか、いうことについてもう一度お考え戴きたいと思うのであります。で、それは何故かと申しますと、先ほども言いました。私は今の日本の今度の司法制度改革審議会の柱となるものは、『国民的基盤の確立』、要するに国民が直接司法に参加する、いう形のものになってこなければ、先ほど言う法曹だけではあかん。もっと、皆さん方

国民の一人一人が参加するような形になっていかないといけない、ということを行いました。それで、あまりあちこちでは論じられておりませんが、例えば、私達はですね今のところは、それじゃ裁判官がどうして選ばれるんですか。司法研修所を出た人を最高裁判所が選任して、そして裁判所が指名した名簿に基づいて、内閣が任命することになっておる。これが事実であります。それじゃあ最高裁判所がどうして選ぶのか。最高裁判所の事務総局の一握りの人事課の人が、これを決めておるのであります。しかしそれにしては皆さんのご意見とか意見ちゅうのは全く出てこない、ということになってます。だからまさに裁判というものは、その頂点に立つのは裁判官ですから、裁判官の選任そのものが実は問題ではないか。で、それが今のように国民と全く乖離して良いのか、いうことになってます。で、これは正直言います、大変な司法制度改革審議会でも論争の種でありまして、最高裁の事務総局にとっては「とんでもない。これが我々の命じゃないか」と。「こんなものを国民の手に委ねるなんてとんでもない」。そらおっしゃるように、その彼らの選ってきた水源はそこにあるわけですから、そのことを一番言われたわけでありまして。しかし我々審議会としては、そのことに関しまして、現に最高裁判所が『裁判官の任命手続きの見直し』、いうことが項目にいれられておりまして、最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に、国民の意志を反映させるために最高裁判所にその諮問を受け、そして指名されるべき選任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を別に設けないといけない。

最高裁が自分で自由に決めるんじゃないし、その人達の意見を聞かないといけない、いうことにしなければいけない。事務総局に単独にその指名権限を与えてはいけない。そして更にこの機関のことにしまして、この機関が十分かつ的確な資料、情報に基づき、実質的に適任者の選考に関する本判断を行えるよう、例えば下部組織を地域ブロックごとに設置するなど、適切な仕組みをやらないといけない。なんぼこと諮問委員会が出来ても形だけの諮問委員会に終わってしまうじゃない。で、それが地方のグループの意見が適切に出てくるものにしなければいけない、いうことを言ってるわけでありまして。正直言います、この意見書の『裁判官の任命手続きの見直し』というのが、ほんとに今の最高裁判所側が「どうしてもそれはひどすぎる」と言っただけでも、我々が押し切って決めたのはそこにあるのです。そうすると、この島根県で裁かれる裁判官というものも、我々、皆さん方のご意見が「あの裁判官は悪いわよ」と、あるいはそういうことになってきたら、そういうことも我々の頭の中に入れて、任命が行われなければいけない。こういうふうに変ってきたわけでありまして、このことが地方分権地方分権で言われてますけど、司法においても地方分権が必要だろう。ま、このように考えまして、全国の適正な配置、そうするとですね、そのようなことが皆さん言われるように、にわかには大学院も修習所も何もかも、その裁判所だけが全部やってるんで、私達わからんじゃないか。だから法科大学院を自らの手によって、そういうことに倣ってやっっていく姿勢こそ、任命手続きもまた実質的なものになるわけでありまして。そういう意味におきま

す全国的な適正配置、その意味における法科大学院がこの山陰の、この松江においてこのようなことが考えられてきているということが、基本的に意味があるということになってくるわけでありませう。

で、私たちが致しましては、後の要点というのは、後のシンポジウムでおっしゃって戴くことにして、最後にですね、最初に申し上げましたように、そのような『任命手続き』にも国民が参加する。そして訴訟手続きの中に証拠から事実を認定するのが、裁判官の自由心証に任しておいたらいけない。重罪事件、刑事の重大事件については私達市民が裁判員として参加していく、いうこともまた必要である。要するに司法というものの静脈というものをほんとに国民の手に取り戻してこそ、この先ほど作った法律というものがやっぱりもと悪かったよ、いうことになってくる場合もあるわけですから、そういうことが成されないといけない、いうことをやるために、我々の司法制度改革審議会は出来てきた。それで今まではそれを官僚に任せして、『お上の命令』だと、法律そのものを考えておったところに問題があった、というふうに考えられるわけでありませう。で、私達が今必要なことは、法科大学院と言いながら確かに登山口であり、裾野です。先ほど言うように、担い手の一番出入り口です。しかし最後のうは、裁判官の任命手続きもみんな関与してくることでありまして、全ての点が実は総合的、構造的に考えなければいけない。そして私達は今までなら、私達の生活だけまずしてたら良い、いうことですが、ほんとに『公』と言うには、『官』を意味しない、横の『公』こそ重要でありまして。

今、エゴが充満したこの日本の社会というものを直していかにといけない。それには、みんなが「他人事だよ。そんな静脈なんて」って言うけど、静脈は実は自分自身なのでありまして。その日本人の一人一人がこの静脈にも関与してやるわけでありませうから、自分たちのことだけじゃなしに、一見して皆と関係の無い遠いところに思えたような地方と言えども、私達のそれに色々勉強して、自分たちもそれに参加していく。少なくとも、我々の意見書はそのことを考えて、この『国民的基盤の確立』、『裁判員制度の確立』、『任命手続き』にも関与する。そして法科大学院というものも地方において造ってもらいたい。このように考えておるわけでありまして。このことが今、この島根大学『山陰法科大学院構想』の根幹になってくるわけでありませう。私はこの我が国の二一世紀を輝かしいものにするためには、まさに本日これから行われますシンポジウム、あるいはその授業、こういうものを良く聞いて戴きまして、何が先ほど言うように多数決にも勝る『道理』、というものを説く為には、それを説く人にはどういう人がならねばならないかということについて、皆さんのご審議が行われますことを心から祈念を致しまして、一応私の時間が参りましたので終わらして戴きたいと思ひます。本日はどうもご静聴ありがとうございました。